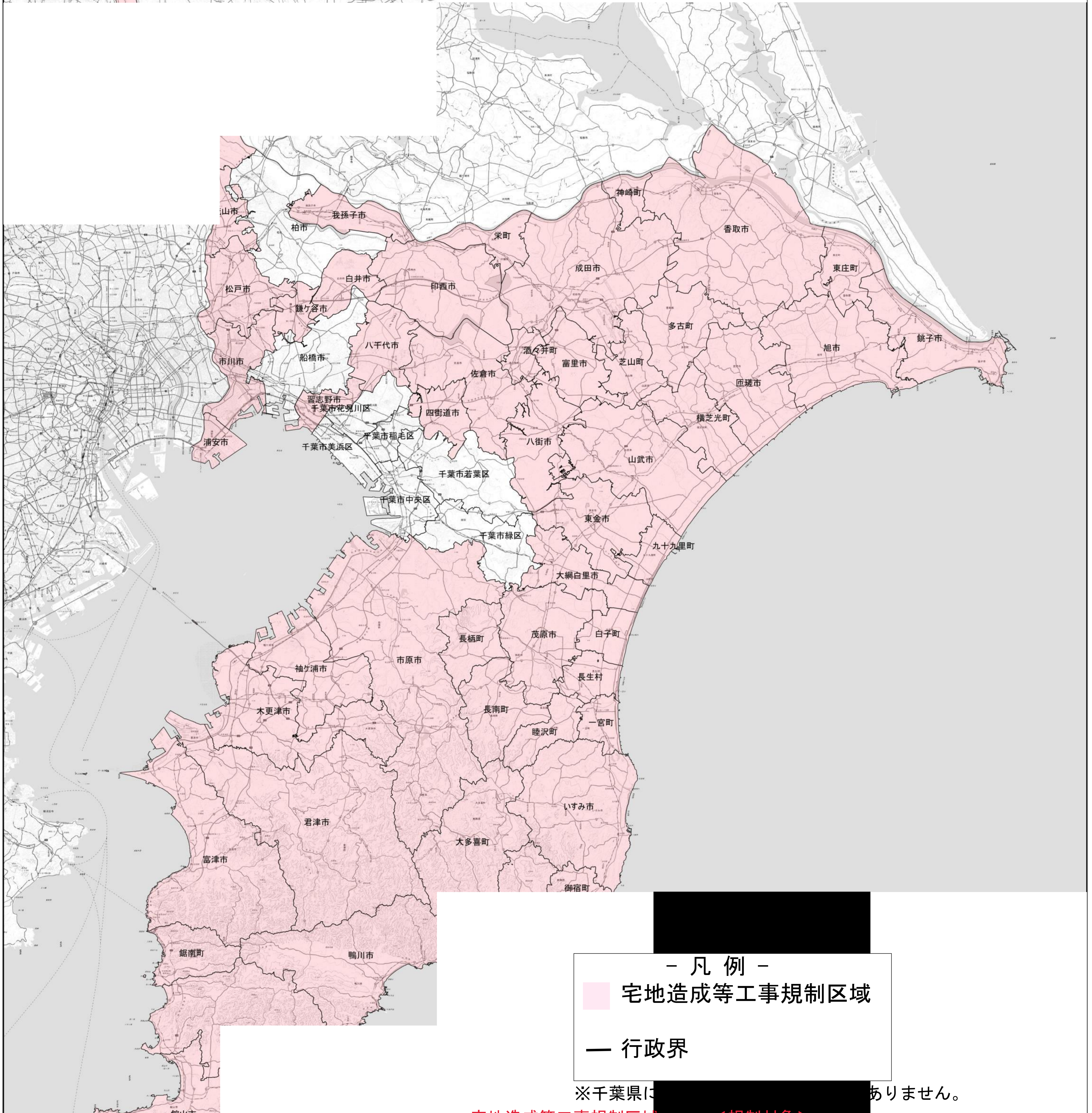


盛土規制法に基づく規制区域（案）
 （千葉県（千葉市・船橋市・柏市を除く））



- 凡例 -
 ■ 宅地造成等工事規制区域
 — 行政界

※千葉県にはありません。

- 宅地造成等工事規制区域・・・<規制対象>
 面積500m²超の盛土、高さ1m超の崖の盛土等
- 特定盛土等規制区域・・・<規制対象>
 面積3,000m²超の盛土、高さ2m超の崖の盛土等

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 15
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。